事業者排出量削減計画書(新規(・変)更

(あて先)京都府知事						
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)					
京都市中京区西ノ京栂尾町1-7	学校法人立命館 理事長 長田 豊臣					
7.11.11.17.77.2.2.7.2.7.2.7.2.7.2.7.2.7.	電話 075 - 813 - 8137					

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。									
特定事業者の 主たる業種	学校								
記当する事業 者要件 □	算して1,500キロリットル以上)) 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又 はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)								
	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))								
計画期間		月 ~ 平成 20 年 3 月							
	針 使用エネルギーを毎年原単位で1%削減を目指している。								
		置し、全学を挙げて省エネルギー対策を推進している。							
年度ごとの具	年度 設備、対象、工程等	計画内容							
体的な取組及 び措置	18 事務室関係	クールビズの導入(冷房温度28度遵守)							
〇.4月 恒.		効利用 空調設備の保守点検・整備を定期的に実施している。							
	18 節水	トイレの自動洗浄装置導入							
温室効果ガス		基準 年	度(実績)	日樗年度	き (計画)	削減率			
の排出量等	排出区分	(17) 年度 (二酸化炭素換算(t))		(19) 年度 (二酸化炭素換算(t))		(計画) (%)			
	A 事業所等排出区分	9,533 t		11,138 t		16.8 %			
	B 輸送車両排出区分	t		t		%			
	C その他排出区分		t		t	%			
	排出合計	* 1	9,533 t	* 2	11,138 t	16.8 %			
その他の地球 温暖化対策に	対策等の区分	目標年度 取組量等		(計画) (二酸化炭素換算(t))					
よる温室効果	森林の保全及び整備	(整備面積)	阻里守 ha	(吸収量)	t t				
ガスの削減量等	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t				
	自然エネルギーを利用した電	(売電量)	kwh	(削減量)	t				
	力又は熱の供給	(熱供給量)	G.J	(削減量)	t				
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t				
	削減量等合計			* 3	t				
差引排出量		基準年度(実績)		目標年度(計画)		削減率 (計画)			
(排出合計-削減等合計)		* 1	0,000 -	(*2)-(*3)	11138 t	16.8 %			
	事 項 朱雀キャンパスは、2006年9月竣工なので、実質2006年10月~2007年3月までの6ヶ月間の使用量になります。 立命館小学校は、2006年度開校ですが、当初1年生から3年生までの募集ですので、2007年度は1年生から4年生、2008 年度は1年生から5年生、2009年度以降は1年生から6年生で児童数が増加します。 特定事業所である衣笠キャンパスについては、平成16年度から年間2%ずつの排出削減を、その他の事業所については、現在の状況から算出される二酸化炭素排出量の維持を目標とします。ただし、衣笠キャンパスについては平成18年度に朱雀キャンパスの移転により排出量が大幅に減少しましたが、キャンパス移転による一時的な現象になりますので、19年度の目標値は16年度の実数値を算出根拠にしております。								
連 絡 先	担 当 部 署								
	担 当 者 氏 名								
	電話番号								
	ファクシミリ番号								
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								

- 注 1 該当する \square には、u印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、u印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 - をいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。